



外国人技能実習機構 (OTIT) は、技能実習法に基づき設立された認可法人です。技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、OTIT広島事務所では、技能実習計画の認定、監理団体及び実習実施者に対する検査、技能実習生からの相談等、様々な業務を行っています。

詳しくは、裏面下欄の連絡先へお問い合わせください。

ぎのうじっしゅうせい みな

技能実習生の皆さんへ／技能実習生に困っている様子があれば、ご案内ください！

「しごとちゅう おおごえ どな 工作中に大声で怒鳴られる、なく 殴られる」「きょうせいじき きこく 強制的に帰国させられる」「ろうどうじょうけん ちが 労働条件が違う」「きゅうよ 給与がもらえない」などで、悩んだり、困ったりしていませんか？ **母国語 (あなたの国の言葉) でサポート**します。

お気軽にご相談ください！

◇ OTIT広島事務所には、**3つの相談方法**があります ◇



電話で相談
ができます！

**対面で相談 (OTIT事務所に
来て相談) ができます！**

**Zoom (オンライン通話)
で相談 (※) ができます！**

OTIT 広島事務所の相談窓口

(※) メールアドレスが必要です。詳しくは事務所までお問い合わせください。

ベトナム語と中国語の通訳人がいます。

〈 **ベトナム語：毎週木曜日 / 中国語：毎週火曜日、いずれも10:00~16:00** 〉

ベトナム語と中国語以外の言語でも、通訳人を介した相談ができます。

通訳人がいないことなどがありますので、**いずれの相談方法 (電話、対面、Zoom) もまずはお電話で、お問い合わせ**ください。



技能実習生専用フリーダイヤル (通話料は無料 / お金はかかりません)

☎0120-163-425

通話料有料ダイヤル (お金がかかります)

☎082-207-3029

～お願い～
回線の確保のため、技能実習生以外の方のフリーダイヤルのご利用はご遠慮ください

2つのダイヤルとも、9:00~17:00 (土日祝日と年末年始はお休み)

〔OTIT広島事務所の援助課につながります〕

OTITには、以下の母国語相談窓口もあります。

母国語相談ホットライン

[https://www.otit.go.jp/upload/docs/母国語相談連絡先 \(電話\) .pdf](https://www.otit.go.jp/upload/docs/母国語相談連絡先(電話).pdf)

各言語の連絡先 (フリーダイヤル) など
詳しくはこちら (OTIT HP)



- ▶ 技能実習生からの相談に、**8つの言語** (ベトナム語、中国語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語) で対応しています。
- ▶ 相談は、**電話 (通話料は無料 (フリーダイヤル)) のほか、メールや手紙**でも受け付けています。
- ▶ 暴行、脅迫、その他人権を侵害する行為など (**緊急案件**) の場合は、「母国語相談ホットライン」の各言語のフリーダイヤルに電話をかけ、**アナウンスの後に「1」番を押してください**。緊急案件として受け付けます。

【技能実習SOS・緊急相談専用窓口】

技能実習制度の適正な運用にご理解とご協力をお願いします！

監理団体・実習実施者の皆さまへ

技能実習生が必要な技能を修得等するためには、適正かつ良好な就労環境の維持・改善が欠かせません。監理団体や実習実施者の皆さまには守らなければならないルールに配慮していただき、適正な技能実習制度の活用をお願いします。

◇ 基本的労働条件等の確保・改善

賃金・労働時間・休日・休暇等の基本的な労働条件について、労働基準法、最低賃金法等の労働基準関係法令の遵守徹底を図るほか、報酬の額が同種の作業を行う日本人労働者の報酬の額と同等以上であることや適切な宿泊施設を確保する等の技能実習関係法令の遵守徹底を図ることが必要です。

◇ 人権侵害行為の禁止

監理団体や実習実施者による人権侵害行為は、技能実習制度の許可等の取消事由となります。

具体例) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の各種ハラスメントやこれらと同等の行為
いじめ・いやがらせ
妊娠出産を理由とした解雇・雇止めや帰国を促す行為 等

◇ 技能実習体制の整備

技能の修得等が適切に行われるよう、実習実施者における指導体制の整備や監理団体における適切な監査指導の実施が必要です。

安全衛生対策マニュアル

https://www.otit.go.jp/implementer/basic/safety_health/

実習実施者の行う安全衛生管理や監理団体が行う監査の参考としてご活用ください。



詳細はこちら
(OTIT HP)

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

(監理団体・実習実施者の皆様へ)

<https://www.otit.go.jp/upload/docs/230406-101.pdf>



詳細はこちら
(OTIT HP)

OTITでは、以下のコンテンツも提供しています。ぜひご活用ください。

日本語教育教材／日本語教育アプリ「げんばのほんご」

アプリのダウンロードは
こちら



OTITでは、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習に必要な日本語教育教材をOTIT HP上で提供しています。また、技能実習生の適切な技能の修得等を目的として、日本語教育アプリ「げんばのほんご」を配信しています。



(教材)



(アプリ)

詳細はこちら
(OTIT HP)

- アプリ無料（インターネット接続によるデータ通信が必要、その際の通信料は利用者負担）
- 8か国語対応（英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、フィリピン語及びミャンマー語）



活用イメージ

技能実習生手帳アプリ

アプリのダウンロードは
こちら



詳細はこちら
(OTIT HP)

- アプリ無料
- 9か国語対応（ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語及び英語）



「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール（交通、乗り物、宿舎）
- ・労働関係法令（労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など）
- ・社会保険、労働保険
- ・労働災害
- ・結婚・妊娠・出産をしたとき
- ・申告制度
- ・税金（所得税・住民税）
- ・技能実習が困難になったとき
- ・各種相談窓口
- ・外国人技能実習制度の概要